

お客様各位

小倉特許事務所

## 法改正及びガイドライン改訂のお知らせ

### 1. 意匠法等の一部を改正する法律

2006年6月7日、我が国産業の国際競争力強化のための産業財産権の保護強化・権利取得の容易化、及び、模倣品の流通・輸出入の防止を図るため、特許法、意匠法、商標法の改正を含む「意匠法等の一部を改正する法律」が公布されましたので、以下に改正の概要をお知らせ致します。

#### (1) 意匠法の改正

意匠権の存続期間の延長（意21条）

**現行** 登録日から15年 **改正後** 登録日から20年

情報家電等の操作画面のデザインの保護の拡充（意2条2項）

**現行**

- ・物品の成立性に照らして不可欠なもの
- ・物品自体の有する機能により表示されているもの
- ・変化する場合において、その変化の様相が特定したもの

例) 液晶時計の時刻表示部

体温計の体温表示部

携帯電話の初期画面

**改正後**

- ・改正前に保護対象となっていた画面デザイン
- +
- ・物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザイン
- 例) 携帯電話の通話者選択画面
- ・同時に使用される別の物品の表示部に表示される上記画面デザイン
- 例) DVD再生録画機の録画予約操作画面デザイン

意匠の類似の範囲の明確化（意24条2項）

デザインのバリエーション（関連意匠）の出願期限の延長（意10条）

**現行** 本意匠と同日出願のみ **改正後** 本意匠の出願日～本意匠の公報発行日前まで

先願意匠の一部と同一又は類似である後願の部品・部分意匠に関する出願の時的要件の緩和（意3条の2但書き）

公報の発行がされた先願意匠の一部と同一又は類似である後願の部品・部分意匠が、先願意匠の公報発行日前までに提出されたものであって、出願人が同一であれば、後願の部品の意匠・部分意匠は3条2項本文<sup>3</sup>の適用から除外される。

秘密意匠制度<sup>4</sup>の請求可能時期の追加（意14条2項）

**現行** 出願時のみ **改正後** 出願時+第1年分の登録料納付と同時に

新規性喪失の例外の適用に係る証明書類提出期間の延長（意4条3項）

**現行** 出願日から14日以内 **改正後** 出願日から30日以内

#### (2) 商標法の改正

小売及び卸売の業務に係る商標の保護（商2条2項）

「小売」及び「卸売」の業務において顧客に対して便益を提供する際に使用される商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務に係る商標として商標登録を受けることができることとなった。

保護対象となる具体的なサービスとしては、商品を取り扱い販売する小売及び卸売業に関するものであれば、デパート・コンビニエンスストア・家電量販店などの総合小売店

や、靴屋・本屋・八百屋などの専門店により提供される顧客に対して行う便益の提供が含まれる。

また、通信販売事業者、インターネット販売事業者などによるものも含まれる。但し、経過処置あり。

団体商標<sup>4</sup>の主体の拡大(商7条1項)

広く社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)も主体となることが可能となった。例えば、商工会議所、商工会、NPO法人、中間法人等が該当する

**改正後**

- ・社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)
- ・事業協同組合その他特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)
- ・上記団体に相当する外国の法人

**(3) 特許法の改正**

分割出願することができる時期の追加(特44条1項)

**現行** 明細書等の補正ができる期間内 **改正後** 明細書等の補正ができる期間内 + 特許査定後・最初の拒絶査定後30日以内

分割出願の補正制限(特50条の2・特17条の2第5項)

分割前の原出願に通知された拒絶理由が解消していない分割出願には、1回目の拒絶理由の通知であっても「最後の拒絶理由通知」が通知された場合と同じ補正制限が課される。

別発明に変更する補正の禁止(特17条の2第4項)

最初の拒絶理由通知を受けた後は、審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することが制限される。別発明に変更する補正は拒絶の理由(最後の拒絶理由通知後の場合は補正却下)とされる。

補正前の発明と補正後の発明とが、発明の単一性(特37条)の要件を満たす一群の発明に該当するものでなければならない。

**(4) 模倣品対策の強化**

権利の効力の拡大(特許法・実用新案法・意匠法・商標法)

特許法・実用新案法・意匠法の実施の定義、商標権の使用の定義に「輸出」が追加された。

譲渡等を目的とした所持の追加(意38条、特101条、実28条) 商標法では措置済み

罰則の見直し(特許法・実用新案法・意匠法・商標法・不正競争防止法)

- a) 特許権、意匠権及び商標権の侵害罪並びに営業秘密侵害罪(不正競争防止法)について、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1000万円に引き上げる(特196条・意69条・商78条・不21条)など。

**2. 早期審査ガイドラインの改訂**

(1) 中小企業・大学等が申請する場合の先行技術調査の軽減

中小企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認TLO又は認定TLOによる単独出願の場合は、先行技術調査を行う必要はなく、早期審査の申請時までに出願人が知っている文献を記載すれば足りる。

(2) 大企業との共同出願の場合の先行技術調査の要件見直し

当該出願が「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明の場合で、且つ、中小企業の権利の持分比率が50%以上である場合には、必ずしも先行技術調査を行う必要はなく、早期審査の申請時までに出願人が知っている文献を記載すれば足りる。当該認定計画における特定研究開発等の実施期間終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。